

社会保険

みえ

CONTENTS

全国健康保険協会(協会けんぽ)三重支部

VOL.566

- 治療のため、装具を購入したとき「療養費(治療用装具)」

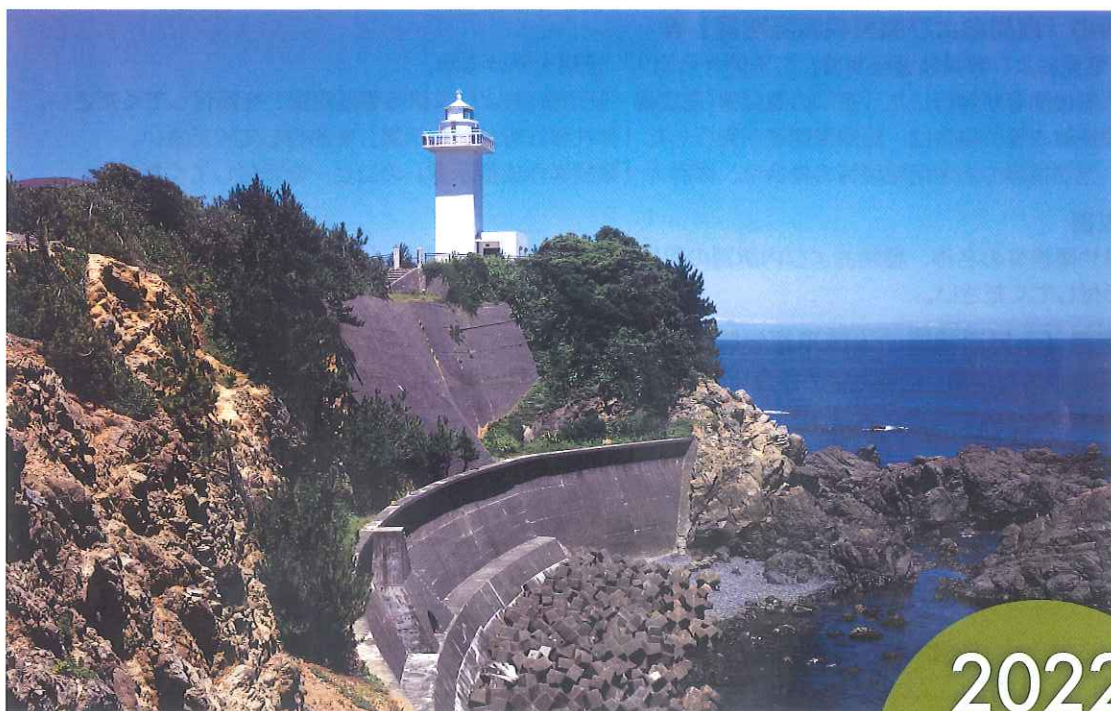
日本年金機構 年金事務所

- 「ねんきんネット」の初回利用登録はスマホ&マイナンバーカードがあると便利です!
- 「標準報酬月額」を従業員にお知らせください

一般財団法人 三重県社会保険協会

- 社会保険制度セミナー(年金制度)開催結果
- 年金委員・健康保険委員になりませんか?
- 会員様「投稿」ご紹介コーナー
- 健康ゴルフ大会のお知らせ
- 社会保険協会事業のご案内【制度セミナー(健康保険の給付)】(裏面)

行政資料提供 / ◆日本年金機構 ◆全国健康保険協会三重支部(協会けんぽ)



▶ 三重の自然シリーズ #22: 志摩市「安乗埼灯台」

初代は明治6年に全国で20番目の灯台として完成。昭和23年に建て替えられた全国的に珍しい四角形の灯台は、日本の灯台50選に選ばれ、内部を見学できる希少な灯台。狭隘道路も何のその、たどり着いたその先には青い海と白亜の灯台が織りなす絶景が! 灯台カフェで、雄大な景色を愛でながら地元産の芋パフェはいかがですか?

職場内で回覧をしてください

2022
11

● 治療のため、装具を購入したとき「療養費（治療用装具）」

医師の指示により、治療用の装具（コルセット、弾性着衣など）を購入、装着したときや、9歳未満の小児が小児弱視等の治療を目的として眼鏡やコンタクトレンズを購入したときなどに、支給を受けることができます。

申請書は2ページです。漏れなく正確にご記入ください。

1/2ページ

2/2ページ

申請書は、家族（被扶養者）の療養費支給申請であっても、被保険者ご自身がご記入ください。

被保険者が亡くなっている場合は、相続人の方を申請者としてご記入ください。

※協会けんぽでは令和5年1月以降に受理する申請書より様式を変更します。詳細はホームページ等でお知らせいたしますのでご確認をお願いします。

添付書類をご用意ください。（コピーと指定していないものは、原本が必要です。）

■ 医師の「意見および装具装着証明書」等

- 「意見および装具装着証明書」に医師から記入・証明を受けるか、医療機関等が発行した「医師の意見書（同意書・証明書）および装具装着証明書」を添付してください。
- 弾性着衣等の場合は、医療機関等が発行した「弾性着衣等装着指示書」を添付してください。
- 小児弱視等の治療用眼鏡等の場合は、医師の「眼鏡等作成指示書」のコピーを添付してください。

■ 領収書

装具や眼鏡等の名称、種類および内訳別の費用額・義肢装具士の氏名（押印でも可）が記載された領収書の原本を添付してください。

■ 検査書（小児弱視等の治療用眼鏡等の場合）

「眼鏡等作成指示書」に視力等の検査結果が明記されていない場合は、視力等の検査結果のコピーを添付してください。

■ 療養費の支給申請を行う装具の現物写真（靴型装具に限る）

このほか、必要に応じ、次の書類を添付してください。

■ ケガ（負傷）による申請の場合	● 負傷原因届 ※
■ 第三者の行為による傷病の場合	● 「第三者行為による傷病届」 ※ 詳しくは協会けんぽ都道府県支部にお問い合わせください。
■ 被保険者が亡くなられ、相続人の方が請求する場合	● 被保険者との続柄がわかる「戸籍謄本」等

注1）証明書等が外国語で記載されている場合は、翻訳文を添付してください。

（翻訳文には、翻訳者が署名し住所および電話番号を明記してください。）

注2）協会けんぽでは、療養費の支給決定後、ご提出書類の返却はできません。

自治体等の医療費助成の際は領収書のコピー又は原本の提出の要否について事前に自治体等へご確認下さい。

※協会けんぽのホームページから印刷できます。（印刷環境がない場合は、協会けんぽ都道府県支部までご連絡ください。）

療養費（治療用装具）の支給要件等

支給対象となる治療用装具

治療用装具が療養費の支給対象となるのは、次のような場合などです。

- 1 医師の指示により、コルセット、関節固定器や義手、義足、義眼、弾性着衣などの治療のため必要な装具を購入、装着した場合（治療用装具代を全額負担したとき）
- 2 9歳未満の小児が小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを購入した場合（眼鏡代等を全額負担したとき）※治療用眼鏡等の更新の場合は、年齢や装着期間によって支給対象とならない場合があります。

支給額

申請書に添付された領収書等により、協会けんぽが障害者総合支援法等により定められた額に基づき計算した額（実際に支払った額を超える場合は、実際に支払った額）から、加入者が負担すべき額を差し引いた額を療養費として支給します。

実際に支払った額が、協会けんぽが障害者総合支援法等により定められた額に基づき計算した額を超えている場合は、協会けんぽが計算した額の範囲で療養費が支給されます。

実際に支払った額		 協会けんぽが計算した金額と比べて超過した額は、療養費の支給計算の対象外となります。
協会けんぽが障害者総合支援法等の基準で計算した額		
一部負担金等相当額	払いもどされる額（療養費）	

ご存知ですか？

治療用装具を購入したという場合以外にも、やむを得ず保険証を提示できず自費で受診したときなど、協会けんぽがやむを得ないと認めたときに療養費として支給します。

この場合の支給申請は、療養費支給申請書（立替払等）をご使用ください。

- 1 就職後、保険証の交付を受けるまでの間に傷病にかかり、被保険者資格があることを証明できないため、自費で診療を受けたとき
- 2 近くに保険医療機関がなく、緊急を要するためやむを得ず健康保険が利用できない医療機関で診療を受けたとき
- 3 協会けんぽの加入期間に、資格がなくなった他の保険者の保険証を使用して診療等を受け、医療費の返還を行ったとき
- 4 生血液の輸血を受けたとき（保存血を輸血した場合は、原則、保険診療の対象となるため、療養費を請求する必要はありません。）



「ねんきんネット」の初回利用登録は スマホ&マイナンバーカードがあると便利です！

スマートフォンでの初回利用登録の流れ

マイナンバーカード読取対応のスマートフォンをお使いください。

マイナポータルにログイン

- ①「初めての方 利用者登録」をクリック
- ②使用する端末から「スマートフォン」を選択
- ③ログインに使用するマイナポータルアプリをダウンロード
- ④「利用者登録／ログイン」を選択
- ⑤ご自身で設定した数字4桁の暗証番号を入力
- ⑥マイナンバーカードにスマートフォンをかざして読み取り
- ⑦マイナポータルにログインが完了！

お手元にご用意するもの



マイナンバーカード

(例) 1 2 3 4

ご自身で設定した
数字4桁の暗証番号
利用者証明用電子証明書
パスワード

ねんきんネットの初回利用登録

- ①マイナポータルサイトのトップ画面「注目の情報」欄にある「年金記録・見込額を見る（ねんきんネット）」を選択
- ②「メールアドレスの登録／変更」から登録メールアドレスを入力
- ③「日本年金機構からのお知らせメールの配信希望」を選択
- ④ねんきんネットの初回利用登録が完了！

初回利用登録の完了後、24時間いつでも「ねんきんネット」をご利用できます！

注意

※マイナポータルからねんきんネットへつながる場合の初回利用登録の時間帯は、平日8時から23時までです。時間帯によっては、つながるまでにお時間を要する場合があります。

※基礎年金番号をお持ちでない方等、一部ご利用できない場合があります。

登録方法や操作にお困りの場合は

■ 相談チャットで確認 ■

「ねんきんネット」に関するよくあるお問合わせに自動でお答えする「ねんきんネット相談チャット」を開設して、24時間いつでも対応しています。

日本年金機構ホームページのトップ画面（相談チャット総合窓口）からアクセスください。

■ ホームページで確認 ■

ねんきんネット

検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



スマホでアクセス

■ お電話で確認（専用番号） ■



0570-058-555

050から始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1144

受付時間

月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分

（月曜日のみ午後7時00分まで）

第2土曜日：午前9時30分～午後4時00分

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません

● 「標準報酬月額」を従業員にお知らせください

日本年金機構では、事業主の皆さまから提出された「資格取得届」、「算定基礎届」や「標準報酬月額変更届」等により、被保険者（従業員）の皆さまの「標準報酬月額」を決定します。

決定（または改定）した「標準報酬月額」は、「標準報酬月額決定（改定）通知書」等により、事業主の皆さまへ通知しています。

「標準報酬月額」は、毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要なものですので、通知を受けた事業主の皆さまは、被保険者（従業員）に必ずお知らせください。

● 制度普及事業

◆ 社会保険制度セミナー(年金制度)開催結果

三重県総合文化センターにて制度セミナーを開催しました。
安心・安全な開催にご協力いただき、ありがとうございました。



受講者 出口インタビュー

出口調査ならぬ出口インタビューに
協力いただきました受講者の方々、
本当にありがとうございました！

- J 組合 Yさん・・・講師の話し方が上手で、聞きやすくわかりやすく、とても良かった。
S 商事 Nさん・・・事例を交えて丁寧に説明いただき、年金制度が少し理解できました。
I 法人 Oさん・・・将来の自分と家族の年金を真剣に考える機会となり、有意義でした。

セミナー当日は、35℃近くまで気温が上がる暑い一日でした。雨が降らなかったおかげで窓を開けることができ、窓から出入口のドア方向への空気の流れを作り室内換気も十分に行えたものと思います。ただ外気温が高かったため冷房をMAX設定にしても会場内は少々暑かった様子。暑い環境の中、講師の熱いお話を聞かれ、身体も頭の中も沸騰状態で受講されたことと存じます。快適とは言えない環境の中で、ご理解いただき、耐え忍んでいただき、海より深く感謝申し上げます。

● 「年金委員」・「健康保険委員」になりませんか？

委員になるメリット

- ① 行政機関の役立つ情報、最新情報が、いち早く手に入ります。
- ② あなたの知識が向上し、みんなの相談役として社内で頼りになる存在となります。
- ③ 各種手続きもスムーズに。 事務力アップ！ 健康力アップ！ 会社の業績アップ！

職場のみんな
の役に立ちたい
んだぞう!!



「健康」あつての《労働》
「年金」あつての《老後》
大切な2つに関する委員は、
やりがいもあります！



会社の従業員さんのお役に立てる役割に
誇りを持って取り組みます。
負担にならないから「健康保険委員」と
「年金委員」両方やってまーす！

※ 詳しくは、同封チラシをご参照ください。

「健康保険委員」に関するお問い合わせ先



全国健康保険協会三重支部
(協会けんぽ) 059-225-3317

「年金委員」に関するお問い合わせ先



御社を管轄する年金事務所

津年金事務所 059-228-9112
四日市年金事務所 059-353-5515
松阪年金事務所 0598-51-5115
伊勢年金事務所 0596-27-3601
尾鷲年金事務所 0597-22-2340

● 会員様「投稿」ご紹介コーナー

前号の「クイズ回答用紙」下段に

「仕事のやりがいを感じるのはどんな時ですか？」

というクエスチョン（自由投稿欄）を設けました。

たくさんの会員様から、素敵投稿、脱帽投稿、メルヘン投稿をいただき、ありがとうございました。一部を掲載させていただき、皆さんで共有したいと思います。



シゴトノヤリガイ♪
ネゴトノヘイガイ♪
ヨゴトノマチガイ♪

今日のランチは
カオマンガイ♪

● 会員様の声

- 社員の方に「いつもありがとう」と言われた時
- 自分も何かの役に立っているのだと感じた時
- タイムスケジュールでもきっちりと終わらせることができた時
- 周囲から「成長したね」と声をかけてもらった時
- 地域の方々にきちんと対応ができ、心おだやかに帰られた時（年数を重ねても難しいことが多いです）
- バスの運転手をしております。1分1秒くるわずにバス停をクリアした時
- 集計後、すべての数字がピタリと合った時
- トラブルに対応して「本当に助かった！ありがとうね！」と言われた時
- 予定仕事と突発仕事を順序よくこなし、時間内に終わらせた時
- お客様に「ありがとう。また、お願いするわ」と言われた時
- 自分の会社で作った物たちを納品先以外で見掛けた時
- お客様から感謝を「直接」ではなく、第三者を通じて伝わってきた時
- 職員が笑顔で明るく生き生きと仕事に取り組んでいる。そういう職場だと実感できる時
- 介護の仕事をしていた時「あんたが送ってくれてよかったわ」と言ってくれた時
- 大した内容ではないが自分にしかできない（そんなこともないが）という理由で感謝された時

圧倒的に多かったご投稿は、
「お客様、従業員さんから、思いがけず
感謝の言葉をいただいた時」でした。



「第5回 社会保険みえクイズ（前号）正解発表」

	問1	問2	問3	問4	問5
こたえ	A	A	A	A	C

たくさんのご応募、ありがとうございました★
応募総数298件。全問正解は 269件 でした。

● 健康づくり事業

健康ゴルフ大会の開催

開催日時 令和4年11月17日（木）午前8時30分スタート

会場 西日本セブンスリーゴルフクラブ

松阪市嬉野島田町 1242-1 0598-42-1212

参加資格 三重県社会保険協会 会員事業所 様（事業主・従業員）

定数 24名（11月1日（火）までにお申し込みください）

参加費用 3,000円（当日受付にて）《プレー費・食事代は各自負担》

上記内容を記載の上、FAXにてお申し込みください。



事業所記号	
事業所名	
事業所住所	
参加者氏名	
生年月日	
性別	
ハンディ	

今月号の同封チラシのご案内

- 社会保険制度セミナー「健康保険の給付制度」のご案内 津市で開催(12月)
- ウォーキング大会のご案内 松阪支部・伊勢支部
- 後期募集「日帰り温泉入浴料割引券」「ボウリング割引券」「スキーリフト補助券」のご案内
- 「年金委員」制度のご案内・「健康保険委員」へのご登録のご案内

ゴルフ大会申込書送信先

（一財）三重県社会保険協会
FAX 059-229-6322

申込者様には、後日「詳細案内」を送付いたします。

新型コロナウイルスの感染状況によりましては「中止」となる場合がございます。

三重県社会保険協会事業のご案内

「制度セミナー(健康保険の給付)」の巻

※詳しくは同封チラシをご参照ください。

～事務担当者 社会保子さん^{やしろ え やす こ}・協子さん^{きょう こ} 姉妹のある日の会話 Part 7～

保子さん 「おやおや鼻腔をくすぐる芳醇な香り♥ブレイクタイムやな」

協子さん 「今日はコスタリカコーヒーとハイカカオチョコやで」

保子さん 「コーヒー飲み干して、サムライブルー勝利の願掛けやな」

協子さん 「せやけど日本代表は年々、進化し続けとるよな」

保子さん 「そうそう進化といえ、協会けんぽの申請書がリニューアルするらしいで！」

協子さん 「よりシンプルになって、枠内に数字を記入するみたいやな」

保子さん 「あんたの「2」ヘタクソやで、機械読取に対応した数字に改めや」

協子さん 「New申請書に精通して、職場の人の役に立ちたいな」

保子さん 「そやで、できる事務員と日本代表は「適応力」が勝負やで」

協子さん 「傷病手当金の事業主証明欄は私たちの仕事やし、詳しく教えてほしいわぁ」

保子さん 「こんな時、健康保険の給付制度セミナーはタイムリーやな」

協子さん 「我が社の事務方^{じむかた}ツートップの1人として受講一択やな」

保子さん 「セミナー終わりに、鰻食べてきたらええやん」

協子さん 「津うといえ、鰻やもん！ 店も多いし味も量もバツグンやし！」

保子さん 「パワーつけて、年末調整に在庫調整、部長と課長の関係調整に、ハットトリックで年越しや！」

健康保険給付の相談・手続窓口である「協会けんぽ」職員による「制度セミナー」を開催いたします。

健保給付に関するお話や申請書の変更点説明など、お役立ち情報満載のセミナーに、ぜひご参加ください。

年金事務所による出張年金相談日

相談場所	相談時間	相談日		相談場所	相談時間	相談日	
		11月	12月			11月	12月
柿安シティホール (桑名市民会館)	10:00～15:00	10	1	鈴鹿商工会議所	10:00～15:00	9	14
		17	8	亀山市役所	10:00～12:00	—	28
		24	15		13:00～15:00	17	15
		—	22	志摩市商工会館	10:00～15:00	10	8
上野商工会議所	10:00～15:00	2	7	熊野市役所	10:00～14:00	2	7
		18	16	熊野市役所紀和総合支所	10:00～13:00	—	16
名張商工会議所	10:00～15:00	8	13	御浜町役場	10:00～14:00	9	14
		22	27	紀宝町役場	10:00～14:00	16	21

※桑名市・伊賀市・名張市・鈴鹿市・亀山市・志摩市については、予約による年金相談を行っていますので、ぜひご利用ください。

【お申し込み先】 各年金事務所 お客様相談室までお電話ください。

桑名市 ⇒ 四日市年金事務所 059-353-5515

伊賀市・名張市・鈴鹿市・亀山市 ⇒ 津年金事務所 059-228-9112

志摩市 ⇒ 伊勢年金事務所 0596-27-3601